

平成 24 年度復興関係予算案

平成 24 年 1 月 23 日

東日本大震災復興対策本部

平成 24 年度復興庁予算（案）総表（特別会計予算）

（単位：億円）

区 分	平成 24 年度予算(案)
復興庁	20,433
(内訳)	
(1) 東日本大震災復興交付金	2,868
(2) 東日本大震災復興調整費	50
(3) 福島避難解除区域生活環境整備事業	42
(4) 復興特区支援利子補給金	11
(5) 復興関係事業費の一括計上	17,429
(主な内訳)	
・ 公共事業等	
・ 原子力災害復興関係	
・ 災害廃棄物処理事業	
・ 災害関連融資	
(6) 復興庁一般行政経費	33

注 1) 復興庁予算は、平成 24 年度より新設予定の「東日本大震災復興特別会計（仮称）」において計上。

注 2) その他、予算総則において 5,000 億円の政府保証（二重ローン関係）を計上予定。

注 3) 復興庁予算には、関係行政機関に予算を配分した上で執行するものを含む。

注 4) 計数については整理中であり、今後の異動がありうる。

平成 24 年度復興庁予算（案）のポイント

【復興庁予算の確保】

- 復興庁設置後、最初の本予算となる平成 24 年度予算案においては、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、これに要する予算 2 兆 0,433 億円を復興庁において計上。

【復興関係事業費の一括計上】

- 復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上。

【東日本大震災復興特別会計（仮称）】

- 復興庁予算は、復興に係る国の資金の流れの透明化や、復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として平成 24 年度より新設予定の「東日本大震災復興特別会計（仮称）」において計上。

平成 24 年度復興庁予算（案）の概要

（１）東日本大震災復興交付金

2,868 億円

被災地の復興地域づくりに必要な事業を地域が主体となって実施できるよう、ハード事業の幅広い一括化、自由度の高い資金の交付、地方負担の軽減等を図り、被災地の復興を支援。

（２）東日本大震災復興調整費

50 億円

地域の柔軟な発想に基づく復興を支援するため、県単位の非公共事業であって、「復興基本方針」や県の作成する復興計画等に位置付けられた施策の実施を推進。

（３）福島避難解除区域生活環境整備事業

42 億円

福島の避難区域等の解除に伴い、住民の速やかな帰還を実現するため、避難解除区域の生活環境整備を実施。

（４）復興特区支援利子補給金

11 億円

復興の中核となる事業の実施者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金を支給することにより、雇用機会の創出等を通じた地域主体の復興を支援。

(5) 復興関係事業費の一括計上

1兆7,429億円

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上。

(復興関係事業費の主な内訳)

① 公共事業等

三陸沿岸道路の整備、被災地の港湾整備、河川津波対策等、被災地の復興地域づくりに必要な経費及び被災した公共土木施設等（道路、河川、漁港、港湾、下水道等）に係る災害復旧等に必要な経費

※新規事業採択箇所：茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区（港湾整備事業）

② 原子力災害復興関係

国による除染、高濃度廃棄物の現状把握及び処理・密閉保管、中間処理に係る調査に必要な経費

③ 災害廃棄物処理事業

ガレキ処理特措法に基づき、ガレキ処理事業の地方支援を実施するために必要な経費

④ 災害関連融資

被災中小企業に対する債務保証及び低利融資等に必要な経費（1,042億円）。農林水産業金融支援（168億円）。

⑤ その他

「子どもの心のケア」関係

緊急スクールカウンセラー等派遣事業（47億円）。別途、既存の「安全こども基金」を活用し、子どもの心のケアに対応する。

(6) 復興庁一般行政経費

33 億円

東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、復興庁の運営等に係る経費。

合計 2兆 0,433 億円

<東日本大震災復興特別会計（仮称）について>

平成 24 年度より新設予定の東日本大震災復興特別会計（仮称）には、上記復興庁予算に加え、全国防災対策及び警察等の災害対処能力向上に係る経費や震災復興特別交付税等（1兆 7,321 億円）を計上。（総額 3兆 7,754 億円）

平成 24 年度復興予算の一括計上について

復興事業特別会計に計上される復興債対象経費については、以下の基準に基づき、復興庁に一括計上（一括して予算要求）する。

1. 復興債の発行対象経費のうち、被災地の復興と関連性の高い事業に必要な経費については、原則として全て復興庁が一括して要求することとし、以下を対象とする。
 - ①復興交付金
 - ②復興庁独自経費
 - ③公共事業（全国防災を除く）
 - ④公共事業以外の地方公共団体向け補助事業
2. 全国防災及び震災復興特別交付税については、対象としない。
3. それ以外の経費についても、被災地の復興と関連性が低い経費を除き、被災地の復興と関連性のあるものは全て、計上する。

（除外する経費）

 - i) 国会、裁判所の経費
 - ii) 本省、地方支分部局、独立行政法人等の人件費、事務費、調査費、研究費、施設費等
 - iii) 国際機関等への拠出金
 - iv) その他、被災地において執行される経費ではないもの

平成24年度復興関係予算(案)における特別会計事業、一括要求事業等の関係

東日本大震災復興特別会計事業

〔 ○24年度より新設予定の東日本大震災復興特別会計(仮称)において予算計上される事業(復興債対象事業) 〕

< 具体例 >

○ 全国防災※

○ 震災復興特別交付税

○ 復興予備費

○ 警察等災害の
対処能力向上 等

復興庁一括要求事業

〔 ○復興庁設置法第4条第2項第3号イの規定に基づき、復興庁において
予算の一括要求を行う事業 〕

< 具体例 >

○ 災害関連融資

○ 心のケア 等

「実施に関する計画」策定事業

〔 ○復興庁設置法第4条第2項第3号ロの規定に基づき、復興庁が実施
に関する計画を定めることとなる事業 〕

< 具体例 >

○ 被災地における公共事業

○ 被災地における施設費 等

※全国防災とは、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」(「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定))を指す。